

神戸交通労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和6年10月22日（火）9時30分～11時15分
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）業務改革担当課長、職員担当係長
（組合）書記長、書記次長
4. 議事要旨：別紙のとおり

1. 地下鉄乗務員の仕業表の変更について

【当局】 地下鉄北神線直営化にあたり、地下鉄乗務員（高速鉄道運転士）の北神線の乗務研修を順次実施していたが、この度、当該研修が終了し、西神・山手線、北神線の直通運転を開始することに伴い、地下鉄乗務員（高速鉄道運転士）の仕業表を見直す。

まず、「1. 仕業表」であるが、仕業数については、緊急仕業、半休仕業を除き、平日は 55 仕業、土休日は 48 仕業とする。

時間外勤務時間については、平日は合計 373 分(平均 6.9 分)とし、土休日は合計 112 分(平均 2.3 分)とする。

平均乗務距離については、平日は 1 仕業あたり 173.5km、土休日は 164.4km とする。

「2. その他」であるが、高速鉄道車掌の仕業表については、従来通りとする。また、乗務付帯時分についても従来通りとする。

「3. 実施時期」については、令和 6 年 11 月 1 日（金）とする。

【組合】 谷上駅の女性運転士の仮泊施設について、整備できているのか。すべての仕業に対応できる状況でなければ、乗務員の仕業変更にも関わってくるので、どのように対応するつもりなのか確認したい。

【当局】 谷上駅での女性運転士の仮泊場所については、コンコース階に独立したスペースを準備している。4 月以降使用していなかったため、10 月に業者による清掃等を実施したうえで、トライアルも実施している状況であり、11 月から使用したい。ただし、当該場所は、コンコース階にあるため、騒音等の関係から、終電後に就寝し始発前に起床する仕業については仮泊可能と考えているが、他の仕業があたっている場合は、仕業の変更等で対応したい。

【組合】 全仕業に対応できるようにすべきであり、いつから設備が整うのか、職員には早い段階で示すべきではないか。

【当局】 引き続き検討を進めていき、対応や時期等が決まった段階でお示ししたい。

【組合】 仮眠環境は非常に重要であり、早急に整備することを強く申し入れておく。また、今回の仕業表の変更において、新神戸駅での段落ちがなくなり、連続して乗務する時間が長くなる中、西神中央駅・谷上駅での折り返しの時間も改善されておらず、トイレなどの時間が確保できなくなったことは大きな問題である。長時間トイレを我慢せ

ざるを得なくなっている中で、急な腹痛や生理現象で代乗を依頼すれば人事評価が下がるなどもってのほかである。健康管理や安全確保の観点から、これらの課題について、対策を検討するよう申し入れる。

【当局】 仕業作成時には、1乗務につき2時間を超えないように作成し、2時間を超える仕業については折り返し時に5分以上を確保している。乗務内容については、事前にお知らせしているため、それに合わせた体調管理を行っていただきたい。また、局としても職員の健康管理は非常に重要だと考えており、引き続きしっかりと取り組んでいく。

【組合】 今回の提案については、持ち帰り検討する。

2. 高速鉄道運輸係員に関する懲戒処分の指針の策定について

【当局】 懲戒処分については、神戸市の「懲戒処分の指針」に則し、神戸市交通局職員分限懲戒審査会に諮問のうえ、具体的な処分量定を決定している。

また、この神戸市の「懲戒処分の指針」には、「公務中の事故」「交通事故」等について掲げてある事例が少ないことから、乗合自動車運転士に関しては、「乗合自動車運転士の交通事故等に関する懲戒処分の指針」を策定し、運用してきたところである。

高速鉄道運輸係員に関しても、鉄道関連法令等で「鉄道事故」「重大インシデント」「免許取消等の基準」が規定されているので、これら及び高速運輸係員の業務に関する処分量定を明確化することを目的に、「高速鉄道運輸係員に関する懲戒処分の指針」を策定し、運用していきたい。

基本事項として、この指針は、神戸市の「懲戒処分の指針」に加え、高速鉄道運輸係員に関して、想定される鉄道事故等の事例を示し、それぞれにおいてめやすとなる処分量定を掲げたものとしている。

また、処分の加重・軽減の事由を具体的に掲げている。

めやすとなる処分量定として、「勤務態度不良」の事由では、『接客態度，乗客サービスまたは機器取り扱いが著しく悪く、再三注意を受けるもなお改まらない』場合を、処分対象事例として掲げている。

「不適切な事務処理」の事由では、『法令・規定及び業務上の指示を遵守することなく、乗客等に負傷を負わせた、または事業の運営に支障を生じさせた場合』や、『故意または過失により「鉄道運転事故等報告規則」に定める「鉄道運転事故」を発生させた場合』、『動力車操縦者運転免許の取消等の基準』により行政処分の対象となる行為を行った場合』など、具体例を事例として掲げている。

実施時期については、令和6年12月1日（日）とする。

【組合】 今回の懲戒指針のうち、「勤務態度不良」の事由の『接客態度，乗客サービスまたは機器取り扱いが著しく悪く、再三注意を受けるもなお改まらない』場合及び、「不適切な事務処理」の事由の『法令・規定及び業務上の指示を遵守することなく、事業の運営に支障を生じさせた場合』については、恣意的な運用とならないよう、神戸市の懲戒処分の指針の取り扱いに準じて運用するように、強く申し入れる。

【当局】 上司に報告させていただく。

【組合】 今回の提案については、持ち帰り検討する。